

繁忙期の人手確保

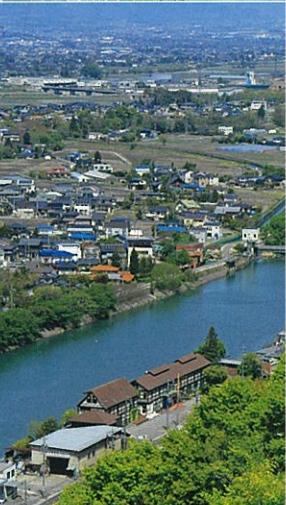
人口急減
地域の皆様へ

特定地域づくり
事業協同組合制度が
あります！

雇用創出



移住者・定住者の
増加



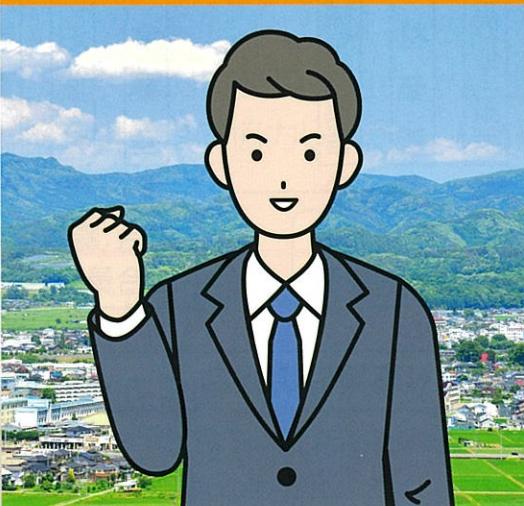
安定した
雇用機会の
提供



創出
新たな産業の



事業の
後継者育成



長野県



長野県中小企業団体中央会

人口急減地域で「人手不足」にお困りの事業者の皆様にお勧めします!

「特定地域づくり事業協同組合」のご案内

人口急減地域の課題



《行政》



- 人口減少が止まらない。
- 移住を促進したいが、雇用の受け皿がない。

《事業者》



- 人手不足が深刻。
- せめて繁忙期だけでも人手が欲しい。

《働き手》



- 定住・移住したいけど、安定した仕事がない。

そんな時こそ、「特定地域づくり事業協同組合」です!

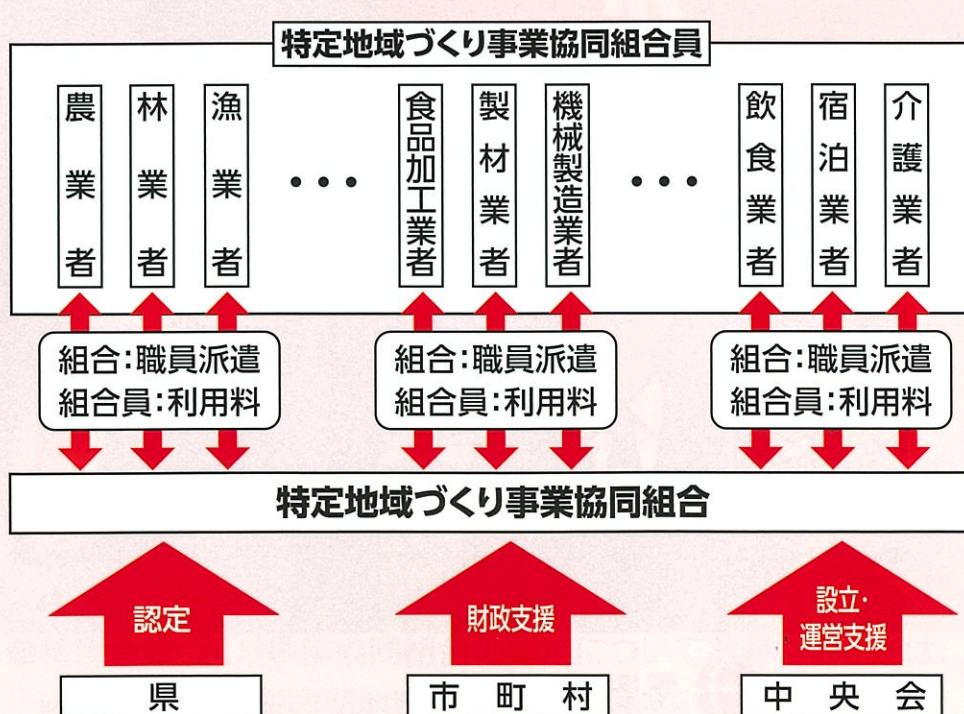


令和2年6月に「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」が施行されました。

「特定地域づくり事業協同組合」とは、人口急減地域において、組合が年間を通じて正規職員を雇用し、組合員である事業者の人手が必要な時期に職員を派遣する制度です。

これにより、繁忙期における地域事業者の人手不足解消や、安定した雇用環境整備による定住促進の効果も期待されます。

また、「特定地域づくり事業協同組合」の運営費については行政の財政支援があるなど、数多くのメリットがあるんです!



ポイント①
組合で通年の雇用を創出!!

ポイント②
繁忙期の人手不足を解消!!

ポイント③
組合運営費は行政から補助!!

ポイント④
地域への移住・定住を促進!!

財政支援

特定地域づくり事業協同組合の運営には、行政からの財政支援が行われます!!

※財政支援を受ける場合は、事前に各市町村にご相談ください。

1/2

組合自己負担
(利用料金収入)

1/4
国(交付金)

1/8
国(特別交付税)

1/8
市町村

地域・業種に応じたスケジュールで職員を派遣!



長野県内でも「特定地域づくり事業協同組合」が設立されています!

生坂村特定地域づくり事業協同組合

ぶどう農家、農業公社、福祉事業者、建設事業者（事務）、食品製造業者、電気業者、林業者など

おたり地域づくり協同組合

スキー場事業者、小売飲食事業者、建設事業者、林業者、宿泊事業者など

あなたも設立を検討してみませんか?

全国では、既に103の「特定地域づくり事業協同組合」が認定されています（令和6年8月1日時点）。地域事業者で協力しながら、人材確保・移住促進に取り組んでみませんか。



手続きの流れ



- ①事前準備(事業者・市町村・関係事業者団体間の相談・調整)
- ②事業計画(案)の作成
- ③一連の手続きの関係機関への事前相談
- ④事業協同組合の設立認可手続(長野県・長野県中小企業団体中央会)
- ⑤特定地域づくり事業協同組合の認定手続(長野県)
- ⑥労働者派遣事業の届出(長野労働局)
- ⑦特定地域づくり事業開始

「特定地域づくり事業協同組合」の設立検討から運営まで一貫して支援します!

支援内容

1. コーディネーターの派遣

制度の普及・推進のため、専門的な知見を有するコーディネーターを派遣し、制度説明や組合設立の準備、設立後の組合運営に関する支援まで寄り添ったサポートを行います!
組合の設立を検討している市町村の皆様、事業者の皆様へ個別の説明も可能です。

2. 説明会の開催支援

事業者の皆様を対象とした制度説明会の開催支援を行います!
「仲間内で話を聞いてみたい…!」「地域の事業者向けに説明してほしい!」など、講師の選定から説明会の実施まで幅広く支援が可能です。

3. アンケート調査の実施支援

地域内の事業者様へ制度活用希望のアンケート調査を実施します!
アンケート調査を行うことで、地域に潜在する制度活用希望の掘り起しが可能です。

組合設立のPOINT

Point1 組合員を集めよう!

はじめに、組合員となる事業者を見つけましょう。
組合設立には、地域内の事業者を4者以上集める必要があります。

Point2 組合事務局の職員を確保!

組合員が集まったら、組合設立後に事務局を担う職員を確保しましょう。
組合員が兼務することもできます。

Point3 関係機関への事前相談!

組合設立に向けて必要となる手続きについて事前に関係機関へ相談しましょう。

Point4 地域づくり人材(派遣職員)の募集方法の検討開始!

特定地域づくり事業の開始に向けて、「地域づくり人材」となる派遣職員の募集方法を検討しましょう。

お問い合わせ先

●この制度を活用して事業を行いたいと思われた方は、

→ まずはお住まいの市町村へ

●事業協同組合の設立・上記支援内容についてお尋ねのときは、

→ 長野県中小企業団体中央会(TEL:026-228-1171)へ

●特定地域づくり事業協同組合の認定についてお尋ねのときは、

→ 長野県企画振興部地域振興課(TEL:026-235-7021)へ



詳しくは総務省HPへ